

## Q&A選挙人名簿

### Q1: 選挙に投票できるのはどういう場合ですか？

- ⇒ 国政選挙の選挙権については、
- (1) 日本国民
  - (2) 年齢満18歳以上という2つの要件が、
- 地方公共団体の選挙権については、さらに
- (3) 3ヶ月以上当該市町村の区域内に住所を有していること
- という要件が加わります。

ただし、選挙権があれば直ちに投票できるわけではなく、選挙人名簿に登録されて初めて投票することができます。

選挙人名簿の登録は、毎年4回(3、6、9、12月)と選挙が行われる際に、住民基本台帳の記録を基に各区の選挙管理委員会が行います。

選挙人名簿の登録の有無については、お住まいの区の選挙管理委員会にお問合せください。

なお、その際は、氏名、生年月日、住所と電話番号をお知らせください。

### Q2: 選挙人名簿(抄本)を閲覧するには、どうしたらよいですか？

- ⇒ 選挙人名簿(抄本)の閲覧ができるのは、一定の場合に限られています。  
閲覧ができる場合や、その手続き等の詳細については、市・区選挙管理委員会にお問合せください。

### Q3: 破産宣告をされたが、選挙で投票できますか？

- ⇒ 破産宣告をされても選挙権はあります。  
投票していただけます。